

2023/4/21

日本ハイウェイ・サービス株式会社

廃棄物処理のリスク管理体制の確立のために！

～たかが廃棄物、されど廃棄物。廃棄物に笑うものは廃棄物に泣く～

行政書士法人産廃コンサルティング総合事務所
特定行政書士 北村亨



1.廃棄物処理のリスク管理とは... 「適正処理」をめざすこと

はじめに...

☆適正処理とは何か

廃棄物処理法では、「第二条」及び「第三条」をはじめとして、多数の条項において「適正な処理」、「適正処理」の用語が頻繁に使用されている。

この言葉は何の行為をさしているのか。何を禁止しているのか。

それを紹介するのが本日の研修目的です。

☆これこそ廃棄物処理法の基本的な目的そのものです。

すなわち、廃棄物処理法の実行目的は「生活環境保全上の重大な支障発生防止の体制を確立するため」にあります。

過去に「生活環境保全上の重大な支障」が発生した事例を紹介します。
実際に発生 of リスク事例を問題提起し、その対策を皆さまと共に考えたい。

①青森県、岩手県の大量の不法投棄事件 150万トンの不法投棄

首都圏の産廃中間処理(焼却)業者が、処理能力を超える廃棄物を受け入れた。

その結果、処理不能となった大量の可燃性廃棄物を積替え、青森、岩手の無許可の埋立処分施設にて搬入処分していた。

排出者:首都圏の大手の処理業者、1部上場企業、行政機関など

・多くの持込事業者は、現状回復協力金の出資を余儀なくされた。

大手処理業者、大病院、大手1部上場企業など全体の7割が首都圏、特定産廃支障回復特措法により、国、県、市、業界が処分費負担した。

②香川県瀬戸内海の豊島のリサイクル偽装不法投棄事件

処理業者によって、資源の備蓄名目に大量の金属くず、動植物性残渣その他付着物が持ち込まれた。(約90万トン)

資源は廃棄物でない理由で行政は廃棄物の適正処理の指導せず。

・電線くずの被膜を焼却、ミミズ処理等生活環境上の支障が発生した。

・摘発は、香川県警ではなく、兵庫県警が行った。

現在は隣接する直島にて三菱マテリアルが処理を行っている。

特定産廃起因する支障除去のため特別措置法が立法化。

◎資源化処理の区分でもマニフェストの管理を実行しているか？

廃棄物とは何か？・・・法令の対象は何か

(1)廃棄物の定義 = 占有者が自ら利用しなくなり不要になった物
又は 他人に有償で譲渡できないために不要になった物。

(2)定義の変遷

客観説→主観説

- ・1971.10.16 客観的に不要物として把握できるもの。
- ・1971.10.25 客観的に廃棄物として観念できるものではない。

(3)総合判断説は現行の基本的解釈総合的判断説となる。

- ・性状 ・排出状況 ・取り扱い形態 ・取引価額の有無 ・占有者の意思
- 総合的判断要素あり。曖昧さについては行政指導で対応。客観的基準が存在せず。

(4)廃棄物の特例的扱い(廃棄物由来だが、廃棄物扱いとならない例外と特例)

- ①専ら物(金属くず、古紙類、古布繊維類、ガラス瓶)
- ②下取り回収分(メーカー、販売店が販売時に回収する場合)
- ③法令による除外品
 - 海上の漁業活動発生の不要物。
 - 放射線汚染の廃棄物(別法規制有り)。
 - 土地造成の発生土砂等。
 - 気体(液状、固形物以外)。
 - 海、湖、河川の浚渫に伴う不要物。

3.廃棄物の分類表

(1)廃棄物の大きな分類

①産業廃棄物(及び特別管理産業廃棄物)・・・処理責任は各排出事業者

②一般廃棄物(及び特別管理一般廃棄物)・・・処理責任は各市町村

(2)「一般廃棄物」は、産業廃棄物以外の廃棄物。二種類に分類される。

①事業系一般廃棄物(道路清掃ゴミ、ホテル、レストラン等の食品残渣など雑多多数)

②家庭系一般廃棄物(一般家庭生活から発生する物)

(3)「産業廃棄物」は、廃棄物の中の20種類に限定している。

①**あらゆる事業活動**から発生した物(12品目)・・・燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類
ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん

②**特定の事業活動**に伴い発生した物(7品目)

紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物の死体、動物のふん尿、動物系固形不要物

③①と②を埋立処分する為に処理したもの(1品目)セメント固化物など

事業活動を伴わない発生廃棄物は「一般廃棄物」に該当する

4.排出事業者責任と許可制度及び欠格要件

①排出事業者責任とは、廃棄物処理法の基本的な中心理念

- ・廃棄物を適正処理する責任は排出事業者にあり。自己処理責任を原則とする。
- ・廃棄物の処理を他者に委託する場合は、法令で規定された**委託基準**を遵守する。

②委託基準

- ・廃棄物処理の委託は、事前に書面で契約を締結し、許可ある業者に委託。
- ・排出者の契約は収集運搬、処分の各々個別契約が必要。最終処分確認努力義務あり。
- ・行政の処理施設に搬入・処理の場合→廃棄物持込申請→承認をうける→契約

③許可制度

- ・産廃、一廃は各々許可が必要。無許可営業は法令上の禁止事項。罰則有り。
- ・産廃収集運搬は都道府県単位の許可、名義貸し、再委託は厳しく規制する制度。

↳ 許可取消処分 ↳ 事業停止処分

④欠格要件制度

- ・欠格要件に該当の場合、当該業者の廃棄物関連の全許可が取り消し処分。
- ・特に厳しいのは、役員等(5%以上所有の株主含む)の欠格要件の範囲と適用関係。

5.産廃の許可制度と欠格要件

①**対象者**：当該許可を受けた法人または当該法人の役員、監査役など

- ・役員には5%以上の株主を含む
- ・当該法人の事実上支配力を有する者(顧問、参与、名称問わず)

②**欠格要件**：次の項目に該当する場合(一部省略。自然人が対象)

- ・成年被後見人、被保佐人、破産者(自己破産含む)で復権なし
- ・国内法(廃掃法以外含む)で禁固以上の刑を受けて5年を経過しない者
- ・廃掃法、浄化槽法、その他生活環境保全目的法令の処分、暴対法に違反し、又は刑法(傷害・現場助勢・暴行・凶器準備集合・脅迫・背任)の罪を犯し、罰金刑に処せられて、5年を経過しない者。(期間中は欠格要件該当者)
- ・重大な廃掃法違反による許可取消の日から5年を未経過のもの【法人、個人】
- ・聴聞通知の日の前60日以内に当該法人の役員で5年を未経過の者。
- ・暴力団員、又は暴力団員でなくなった日から5年を未経過の者。

注意：欠格要因は連座制有り。欠格要件会社に在籍の役員も同様に欠格要件該当者。

6. 御社における廃棄物の排出状況

- (1)道路清掃作業に伴うもの……公益事業として優遇措置をうける排出事業者
側溝の清掃、汚泥抜き取り、散乱物の回収
- (2)道路関連施設の維持管理作業の伴うもの
- (3)パーキングサービスエリア道路施設内売店レストランの営業に伴うもの
- (4)道路関連施設の補修・管理上の建設工事に伴うもの

処分先

- ①道路管理者の指定場所にて処分(一般廃棄物として処理処分)
- ②排出事業者(施設管理者)から受託(産廃として処理処分)
- ③各(営業)事業者から受託(産廃として処理処分)
- ◎御社ハイウェイサービスが工事の元請であれば自らが排出事業者該当する。

7.汚水・汚泥等の適正処理とは？

- (1)天然の雨水は自然界のもの＝産廃物ではない
- (2)事業に伴って発生する汚水・汚泥は廃棄物となる。
廃棄物に接触した水→汚水

◎廃棄物となる汚水・汚泥は施設管理者に法令で定めた適正処理の責任がある。
⇒ 水質汚濁防止法 又は下水道法に定める放流基準を遵守する。

具体例

- ①SS,COD,BOD及びノルマルヘキサン(油分)が基準値を超過しない事。
超過した場合 → 放流時に油水分離槽を経由する。オイルトラップの設置義務。
- ②廃酸、廃アルカリが基準値を超過しない事。
超過した場合 → 中和処理する
- ③有害物質→基準値を超過しない事。
超過した場合 → 除外施設で有害物を除去する

8. 公用水面などの水質汚染を回避するために

『DOWAハイテックによる利根川水質汚染事件』……大事件

- ・水質基準超過の汚水をDOWAハイテックにて自社施設で処理が出来ない廃液を、無害化処理能力のない高崎金属工業に委託した。
- ・従来は自社で焼却処理をしていたが、自社の焼却施設が使用できなくなり、中和処理扱いとして処理能力のない他社に委託した。→利根川に放流した。
- ・利根川の浄水場にて有害物質ホルムアルデヒドが発生し操業停止となった。→浄水場の塩素と化学反応
- ・千葉、埼玉、東京で一時は給水停止となった。約35万世帯。
- ・数億円近い損害賠償請求をする裁判となった。
- ・廃液含有の成分が、浄水場の塩素と化学反応して有害物質(ホルムアルデヒド)に変化した。飲料水として有害の為、操業停止となる。

◎事業所から発生の特管理産廃の委託対策は十分、万全か？

廃棄物データシート(WDS)は活用されているか？

事件当時のWDSは、指針であって強制力がなかった(努力義務・罰則なし)。その後、廃棄物処理法の政省令が改正され、特定品目(汚泥、廃酸、廃アルカリ等)にはWDS使用の義務付となった。

9. 廃棄物の地下浸透による土壤汚染を回避するために

『東京築地の卸売市場の移転先：豊洲地区の土壤汚染』……記憶に残る事件

- ・豊洲地区では、新卸売り市場建設の環境検査にて、土壤に有機溶剤系汚染物質の基準値を超える数値が測定された。→億単位の処理処分費用の負担
- ・発がん性のある溶剤系「トリクロロエチレンなど」であり、食品を取り扱う市場としては食品衛生上、都民の健康上の大きな問題となった。
- ・汚染原因は？
 - ① 過去に東京ガスのガス製造工場が立地していた。石炭からガスを製造する過程で有機溶剤系廃油が生成され、漏れ、浸透し、土壤に蓄積したのか？
 - ② 土地造成用に持ち込まれた残土に有害物質が多量に含まれていた可能性も。

◎廃棄物の保時又は移送時、飛散・流出により、汚染水等が地下浸透する事故の発生防止対策には十分かつ万全の体制が必要。

◎廃棄物の保管基準として、飛散流出防止、地下浸透防止が要求される。

10.適正な収集運搬の基準

- ・自社の廃棄物を自己車両運搬 → 自己処理は許可車両不要
- ・他社の廃棄物を車両運搬 → 許可車両必要

道路清掃、側溝清掃等 垂れ流し、飛散防止の構造車両

- ・汚泥の運搬 →
 - ・バキューム車
 - ・ダンプ車
 - 後部アオリ板部分にはゴム板取付
 - 底面の水抜きバルブ完備

業務上必要な対策

①飛散流出防止

→ 汚泥・汚水の「たれ流し」は道路交通法に違反

→ 道路清掃ゴミの運搬車両には運搬時に網・ネット・シートを装着

②過積載なし

11.回収した廃棄物の自社内積替保管行為の是非

①収集後は、原則としてその当日に処理施設にて処分

②作業の都合上、車両に積み置く場合、処理処分の一連の作業途上にあると判断すれば容認。「処分」のための一時保管は容認。

「長期保管」は積替保管の許可必要の場合あり。

③現行の排出者(道路公団)の管理する場所の資材置き場に一時的仮置きする行為は問題ない。

④ただし、自社内積替場所について、保管場所面積300㎡を超える場合は都道府県産廃課に排出者の資材置場を保管場所として届出手続すれば、施設利用は可能。問題ない。

12.処理業許可(収集・運搬業)の「変更届」

◎事業内容その他の変更があった場合の変更届

①対象となる変更内容

- ・会社名、代表者、住所、役員、株主を変更した場合
- ・処理施設にて廃棄物置き場の配置を変更した場合
- ・使用車両の増車、減車、駐車場の場所変更の場合
- ・取り扱う産廃物の種類を減少した場合
- ・処理施設の軽微な変更又は施設を廃止、処理業許可廃止

②手続き方法:変更後10日以内に、所定の様式にて提出

③無届の場合の罰則

- ・届出義務違反として、罰金30万円
- ・悪質とみなされた場合、届出内容によっては事業停止処分となるケースもある

13.処理業許可の「変更許可申請」

◎許可内容の変更の際、事前に変更許可申請を行うこと。

(1)対象となる内容変更

- ・事業範囲を変更する場合(収集運搬、保管・積替え、処分業)
- ・特別管理産廃を取り扱う場合
- ・取り扱う廃棄物の種類を増加又は変更する場合
- ・処分業にて処理施設(処分方法)を増加又は変更する場合

(2)手続き方法

- ・事前に「事前計画書」を提出し、協議し、受理された後に変更申請。
- ・変更許可申請は、新たな許可申請と同じ手続きが要求される。
- ・変更許可申請をして、変更承認後に新許可証が交付される。
- ・変更許可の承認前に使用、稼働、運転した場合は罰則あり。

(3)罰則

- ・違反した場合は、最高刑で懲役5年、罰金1000万円(最高)

14.許可業者に対する行政処分の内容

◎許可業者が違反行為を犯した場合

①事実関係の調査(下記②、③の指導の予備調査を並行実施)

報告徴収 → 立入検査 → 改善命令 → 措置命令

②処理業許可関係

指導書 → 顛末書 → 改善命令(改善計画書の提出)又は警告書
→(弁明の機会)→(聴聞の機会)→ 事業停止 又は 許可取消

③処理施設認可関係

指導書 → 施設の改善命令 → 施設使用停止命令 → 施設設置許可取消

違反行為を犯した場合、行政処分の他に刑事処分を受ける場合がある。

廃棄物処理法違反の刑事処分では、法人に罰金(最高3億円)の場合あり。

違反行為の内容によっては、民事上の損害賠償責任を負う場合も有る。

15. 処分業許可の行政処分「許可取り消し」

1. 許可取り消し処分の対象

- ①収集運搬許可(積保除く又は積保含む) ②処分業許可(中間・最終(埋立))
- ③処理施設設置許可 ④特別管理産業廃棄物許可(収集運搬、処分)

2. 許可取消処分の効果、影響

- ・上記の①～④の許可がすべて取消処分に該当する。
- ・一般廃棄物処理業許可、浄化槽清掃業許可も同時に許可取消処分有り

3. 他の有効な許可への連鎖影響を事前に防止する対策

許可取消処分を受ける事が確実の場合、該当する許可だけ事前に廃止届を提出し、行政処分の影響を最小限に抑える対策は、法理論上可能です。

4. 許可業者として、まさかの時の対策、リスクヘッジを準備しておくこと。

16.自己紹介

経歴

昭和42年4月～平成14年3月 東京都清掃局、環境局で廃棄物関連担当(一廃、産廃、埋立管理)
平成14年4月～平成14年11月 東京都環境局にて産廃Gメン(不法投棄対策)
平成14年12月～平成22年7月 高俊興業(株) 企画開発部長、社長室取締役など
平成21年2月～平成22年3月 一般社団法人 東京都産業資源循環協会 専任相談員。同協会賛助会員登録
平成21年8月 高俊興業(株) 顧問/ 東京都行政書士会に行政書士会に行政書士登録・開業
平成29年6月 一般社団法人 廃棄物資源循環学会会報に論文発表
「遺品整理における現状の問題点と今後の対応策」
令和2年9月～ 千葉県行政書士会に移籍登録(コロナ避難対策)
令和3年6月～ 行政書士法人産廃コンサルティング総合事務所 創立 現在に至る。

資格

特定行政書士【千葉県行政書士会 登録No.09080801】
環境カウンセラー【環境省 登録No.2008113004】
破碎・リサイクル施設技術管理士(一般財団法人 日本環境衛生センター)
一般社団法人 廃棄物資源循環学会(行政研究部会)会員



行政書士法人 産廃コンサルティング総合事務所

住所：〒272-0034

千葉県市川市市川1-22-10 1F

電話：047-711-0847

FAX：047-711-0848

MAIL：info@consult-kita.com

HP：<http://www.consult-kita.com/>

